

靈洞院藏「境内並近隣之古記」

(参考資料) 建仁寺藏の五点の古絵図

下坂 守

はじめに

京都国立博物館が京都市東山区に所在する建仁寺と同寺諸塔頭に伝来する文化財の総合調査を実施したのは、今から十三年前の二〇〇二のことである。^①今回、ここに紹介するのはかの時の調査で塔頭靈洞院においてその所在が確認された「境内並近隣之古記」(冊子)なる記録である。

一方、同記録とは別に建仁寺には寺域や寺領を描いた江戸時代の絵図が多数伝来するが、そのなかに「境内並近隣之古記」の記述内容を理解する上できわめて有効な図様をもった五点の絵図が存在する。そこでここではそれら五点の絵図を参考資料としてあわせ紹介することとした。^②

一、「境内並近隣之古記」の概要

「境内並近隣之古記」は、過去の建仁寺とその「近隣」で起こったさまざまなできごとを、建仁寺伝来の古文書・古記録の調査結果

と古老からの聞き取りをもとに整理し箇条書きとしたもので、全四十四カ条からなる。

表紙に「境内並近隣之古記」という題名と「享保八卯年十一月八日之考卜也」「小野慈本考訂 寛政八写」という墨書があり、本書の成立が享保八年(一七二三)であること(追記があることについては後述)、「考訂」が小野慈本なる人物によって行われたこと、さらには原本が原本ではなく寛政八年(一七九六)に筆写された写本であることが判明する。

その冊子本(袋綴じ)としての法量・丁数は以下の通りである。

法量 縦二四・五センチ、横一七・二センチ

丁数 二〇丁

全四十四カ条の内訳は、第一カ条から第八カ条までが建仁寺に残る古文書・古記録の調査に、また第九カ条から第四十四カ条までが六人の古老からの聞き取りに基づく内容となっている。その概要を整理して示せば表1のようになる。



境内並近隣之古記
(靈洞院蔵)



鴨川河原四条五条間絵図
万治三年極月

表1 44カ条の概要

	簡条数	成立時期	調査対象・聞き取り対象者
I	1～8	享保8年11月	古文書・古記録（反故）
II	9～20	享保年中	森勘兵衛の咄
III	21～24	不明	錦小路道有の咄
IV	25～27	不明	吉田宇右衛門の咄
V	28～33	不明	不明
VI	34～40	元文5年2月	樋口主水の咄
VII	41～44	不明	不明

これにより、まず、享保八年（一七二三）十一月に古文書・古記録の調査が行われ、古老からの聞き取りについては、その後長期にわたって実施されていたらしいことが知られよう⁴。

本記録がどのような目的のために作成されたかはよくわからない。ただ、建仁寺の「近隣」では、正徳（一七一―一六）の頃より市街地化が急速に進展していた。

本記録が詳しくその顛末を記すように、寛文十一年（一六七―）、建仁寺は幕府から要請のあった鴨川河原（四条・五条間）の石垣普請を拒絶、その結果、当該の河原（建仁寺領の河原畑が所在）は収公される（第五カ条、第一四カ条参照）。その後幕府はただちにみずから手で石垣普請を実施し、あらたに造成した川沿いの「新屋敷」地に芝居・茶屋を強制移転する。寛文十一年を境にかつての建仁寺領の河原は一気に遊興の地へと変化していったわけであるが、その変化はすぐには「近隣」へは波及せず、「近隣」には以降もしばらくの間、これまで通りの畑地・藪地が広がっている。それらが町屋の建ち並ぶいわゆる市街地となっていくのは、約半世紀後の正徳以降のことである⁵。本記録はその正徳頃に始まる急激な市街地化を前に、「近隣」における寺の権益を改めて再確認するために作成

されたものと推察される。そのことはなによりも本記録が建仁寺のいわば公的な記録として作成されているという事実がこれをよく物語っている。

表紙に「考訂」者として名前のあがる小野慈本は、建仁寺において「行者」の役職にあつた人物である⁶。また、第一カ条から第八カ条までの典拠となっている古文書・古記録については、建仁寺内における収蔵場所が「下蔵赤半櫃之中帳面」（第一カ条）「黒長持年貢方反古之中」（第四カ条）と具体的に記されており、これらの点からも本記録の作成主体が建仁寺であつたことはまちがいない。

ちなみ建仁寺において雑務を勤めた行者とは「得度・未得度を問わず、寺内で諸種の用務」を勤めた役職で、小野以外に、村方（村加多）・遠藤の姓を名乗る家々の当主が世襲で同職を勤めている。

本記録が作成された享保・元文頃は、行者のなかでは特に小野慈本が中心的な役割を果たしていたようで、たとえば元文四年（一七三九）に起こつた北御門町の領有権をめぐる南禅寺との争論では、彼が建仁寺役者（寺僧）の指揮のもと実務を切り盛りしている⁷。ちなみにかの争論では古く永禄七年（一五六四）七月に建仁寺が南禅寺僧に売却した田地の領有権の及ぶ範囲が大きな争点の一つとなっている。つまり、そこでも建仁寺は過去にさかのぼって「近隣」の歴史を調べる必要に迫られていたわけであり、元文五年の古老からの聞き取りは、あるいはかの争論が直接の契機となつて実施されたものかもしれない。そして、とすれば、本記録の「考訂」者として小野慈本ほどふさわしい人物はいなかつたということになる。

さらに小野慈本で注目すべき点は、彼自身が「近隣」の有力者で

もあつたという点である。彼は「近隣」に多数の「川畑」「藪」を保有しており、その「川畑」の一部を四条芝居の一つ「都万太夫芝居主」の大和屋利兵衛に「芝居地」として貸し付けてもいる。次に引用したのは、享保七年（一七二二）十月に、その地代の不払いを建仁寺に訴えた小野慈本の訴状である。⁹⁾

（端裏書）

「芝居地面

慈本」

奉願候口上之覚

一私所持仕候常住領畑地東西北二而拾壹間、同南二而拾貳間半、南北拾壹間半之所、元禄拾六年未十一月、壹ヶ年切ニ相定、地代銀拾三枚ニ都万太夫芝居主五条東橋詰町大和屋利兵衛ニ借置申候處、未申兩年者定之通、地代銀差越申候處、芝居不勝手之由ニ而、段々断申、酉年分銀三百目宛差越申候、尤年々地代銀壹ヶ年前ニ翌年之分請取申契約ニ而、去ル子ノ暮迄、其通ニ請取来申候、去年申遣候ハ、寅年分ハ新銀たてニ罷成候事ニ候間、地代銀新銀ニ而三百目差越申候へと申遣候へハ、新銀七十五匁分外ハ相渡シ申義不罷成由ニ而、翌年之地代前年之冬差越申候所、今年寅ノ年分ハ去冬差越不申、依之右之拾三枚半減之積ニ而差越申候へと申遣候へハ、七十匁分ハ曾而出シ申義不罷成由申候事

一私借シ置申候地之南隣畑地、当春大和屋利兵衛方へ買得仕候、此地代等割、私方分申遣シ、半減之割ニ相当り申程之積ニ買得仕候事ニ御座候、然者芝居不勝手之由ニ而、私地計地代我俣申させ候事、難義千万ニ奉存候故、左候ハ、無是非候間、借シ地戻シくれ候へと再三申遣候得共、兎角之返答も不

仕候、右下作利兵衛被召寄被為仰付被下候者、難有可奉存候、以上

享保七年寅十月

慈本（印）

御役者様

小野慈本が東西十一間（南では十二間半）、南北十一間半に及ぶ「畑地」を「芝居地」として元禄十六年（一七〇三）から一年に銀十三枚の「地代」で大和屋利兵衛に貸し付けていたことが知られよう。¹⁰⁾

なお、小野家は慈本以降も慈亨・慈諧・慈硯・慈恪とその歴代が建仁寺の行者を勤めている。

一方、本記録に話し手として登場する古老は、判明する範囲で三名が建仁寺の下役人で、表1の「調査対象・聞き取り対象者」でいえば、森勘兵衛（Ⅱ）・吉田宇右衛門（Ⅳ）の二人が「力者」で、樋口主水（Ⅵ）が「方丈役人」となっている。「方丈役人」の職務が具体的にいかなるものであったかはわからないが、「力者」は建仁寺門前の町々を統轄した役職である。¹¹⁾

同職は森・吉田・大本の三家の世襲となっていたが、この三家は建仁寺門前に鎮座する夷社の「宮守」「社役人」「当番」を代々勤める家柄でもあり、「力者」が地元有力者の勤める役職であったことがわかる。¹²⁾

そのことはまた三家のうち森・吉田の両家が、寛文十一年以前、門前の「河原畑」の多くを保有していたことから十分にかがうことができる。本記録の第十一カ条によって、彼らが保有していた「河原畑」の領域を概念的に図示すれば図1のようになる。

「芝居」以南の広い範囲が彼ら力者の家々の保有下にあつたこと

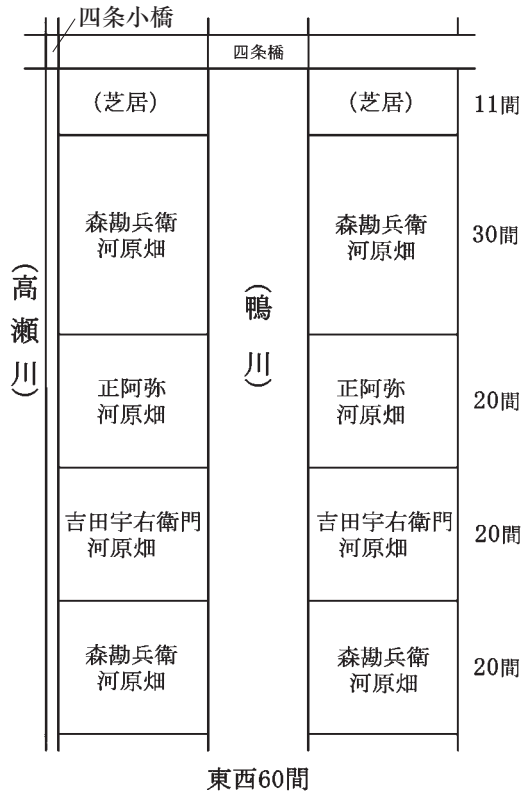


図1 「河原畑」の領域

が確認できよう。

なお、建仁寺にあつて力者と行者は「行力仲間」なる組織を作り互いの権益の保持につとめている⁽¹³⁾。この仲間が独自の権益を保持していたことは、門前の火屋で火葬があつたとき、「行力中間^(仲)」が一定の得分を得ていたという第十五カ条の記載が示す通りである。

次に「境内並近隣之古記」の読解の参考資料として掲載した建仁寺蔵の五点に絵図について、簡単にその概容を記しておく。

二、建仁寺蔵の五点の絵図

トレス図を掲載した五点の絵図の法量〔縦×横〕、作成年代(推定を含む)は、以下の通りである

- ①建仁寺方彊^(方)絵図写 (96・5 cm × 99・0 cm) 正保三年二月
- ②鴨川河原四条五条間絵図 (117・4 cm × 67・0 cm) 万治三年極月

③建仁寺領絵図写 (56・0 cm × 41・0 cm) 寛文十年

④鴨川河原四条五条間絵図 (102・8 cm × 58・3 cm) 寛文十一年以前

⑤賀茂川筋榜尔杭之図写 (137・2 cm × 63・5 cm) 寛文十一年

絵図①は正保の国絵図の作成時に建仁寺が京都所司代板倉重宗の命を受けて作成したと推測される絵図で、その名の通り、建仁寺の「方彊^(方)」を描く。下部に次のような記載がある。

建仁寺方彊、凡此通

国々郡々在々村里之改境目、検地シテ見ル知行之高物成書付上、并人員男女ヲ書分テ、^(板倉重宗)周防守殿御内熊田角丞殿承テ如是仕立上ル也

正保三年^(丙)二月吉辰

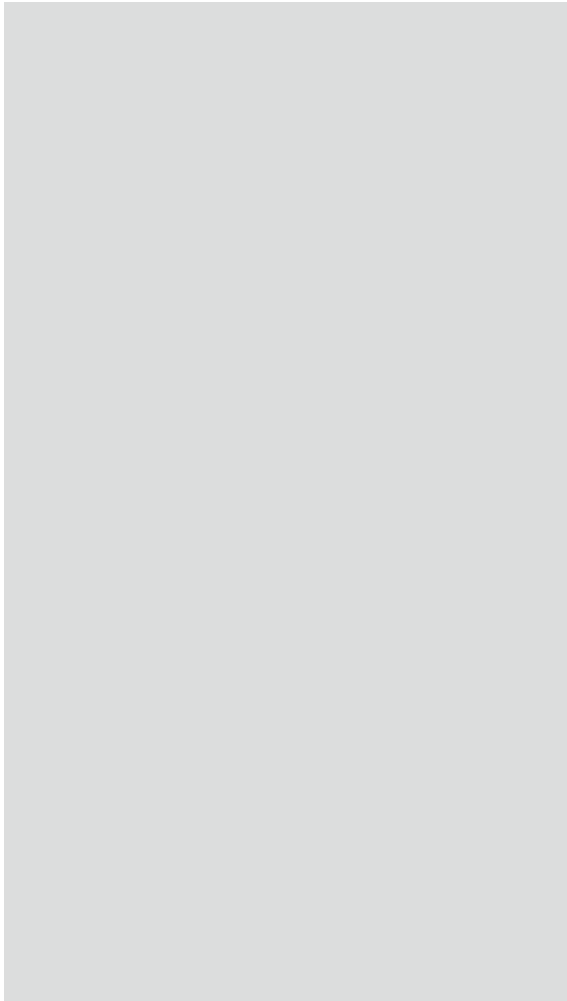
七兵衛

市兵衛

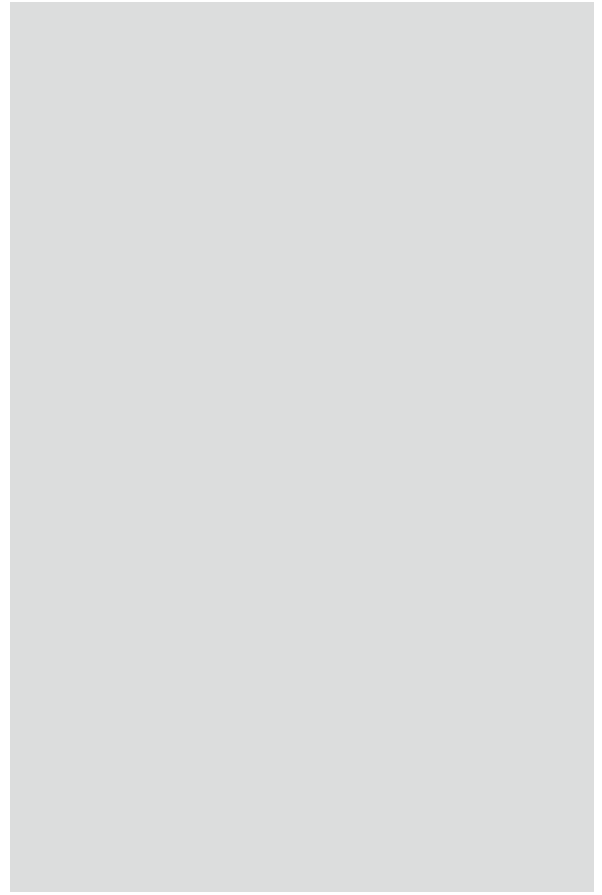
鴨川東岸の四条・五条間の河原「田」・河原畑については、それらが建仁寺の「方彊」内として存在していたことを図示する。また、本絵図では「法城寺・清明塚^(冢)」は、その「方彊」の最西端に描かれる。

絵図②は「万治三年子ノ極月六日」の年紀があり、その作成時期が判明する。画面の中央に幾筋にも蛇行する鴨川の流路が、またその両側に四条・五条間に所在した建仁寺領の河原畑が描かれる。流路や河原畑の領域を示す墨線は繰り返し引き替えられており、本絵図が草稿として作成された絵図であつたことがわかる(トレス図は最後に引いたと推定される墨線をもって示した)。

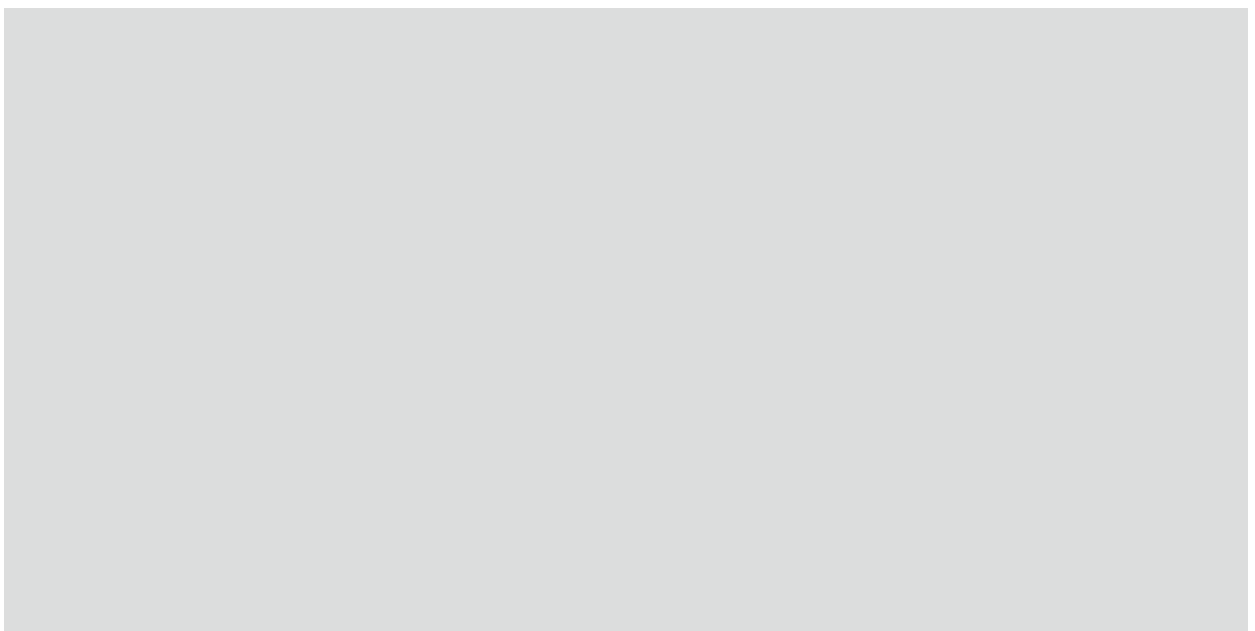
ちなみに流路・河原畑・道路・藪地は、それぞれ藍(青)、黄土(黄)、朱(赤)、緑青(緑)に色分けされ、その広がり(幅)が間尺で記される。本図の直接的な作成目的は定かではないが、その一



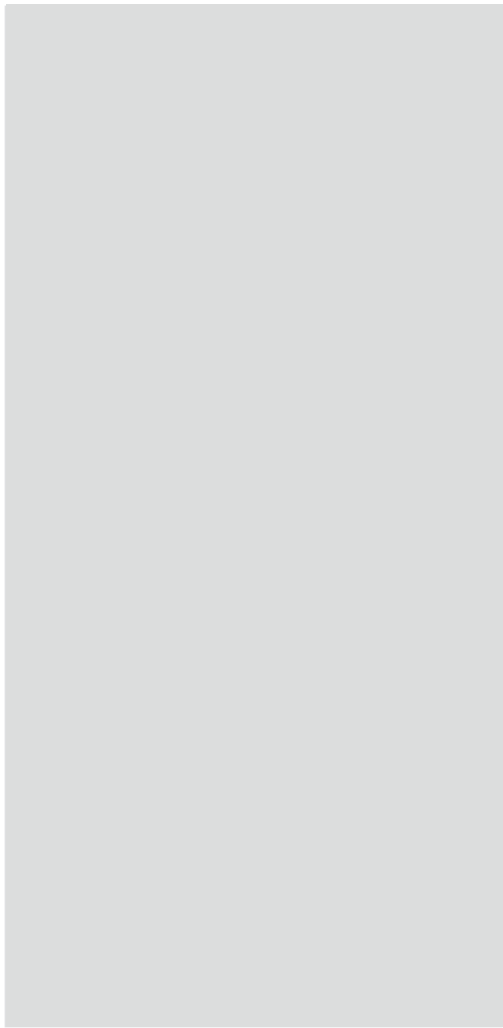
②-1 鴨川河原四条五条間絵図 万治三年極月



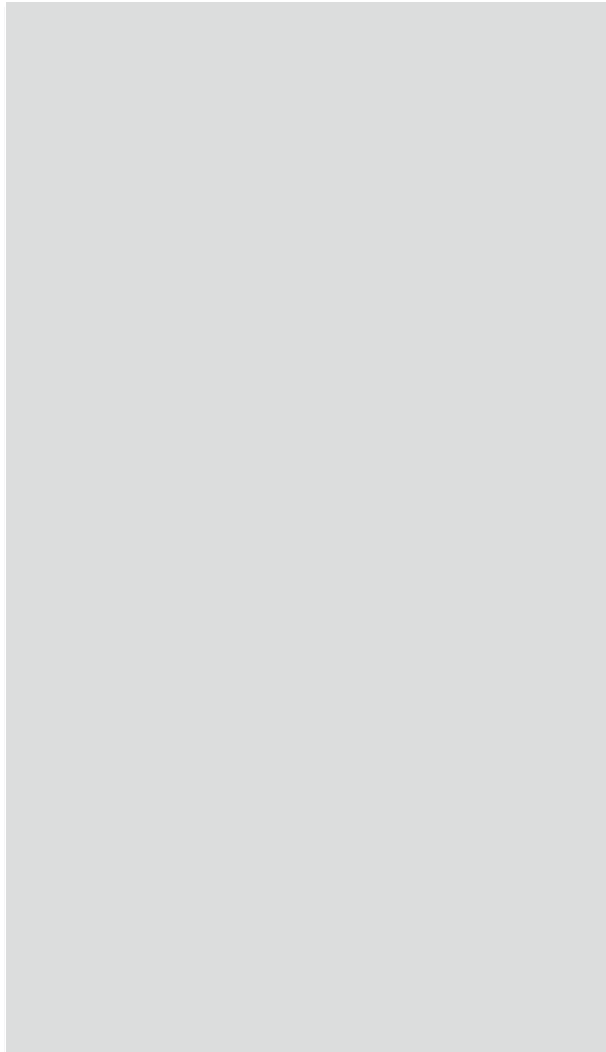
①建仁寺方疆絵図写（部分）正保三年二月



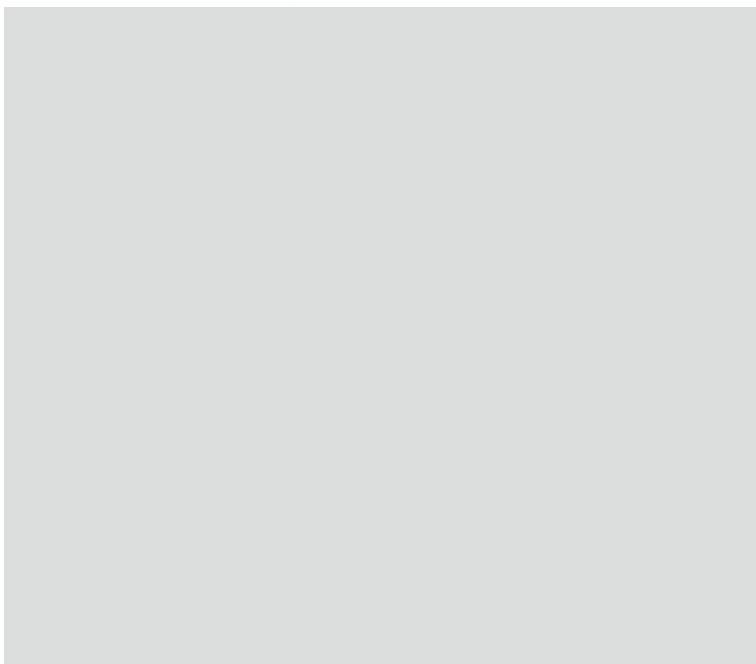
②-2 鴨川河原四条五条間絵図（部分）万治三年極月



⑤賀茂川筋榜尔杭之図写 寛文十一年



④鴨川河原四条五条間絵図 寛文十一年以前



③建仁寺領絵図写（部分）寛文十年

つに当該地区の計測結果の表示があったことだけはまちがいない。

また、本絵図で注目されるのは四条小橋から四条橋にかけての詳細な描写である。四条小橋の両橋詰めとその東にそれぞれ道を挟むように黒い点が打たれているが、これは四条小橋とその外に拡がっていた中島町の境を画する木戸を示す。このうち中島町と「四条河原」を画していた木戸については、京都国立博物館蔵「祇園祭礼図屏風」がその姿を活写しており、かの木戸を東にくぐったところから「四条河原」の賑わいが始まっていたことがよくわかる。なお、同様の点は絵図④にも同じ箇所に見える。

さらに四条通りでは、第二十一カ条に記されるかつて四条橋の「西之方、堤の出張ニ南北両側」に所在したという「式拾軒茶屋」を表現したと推定される茶屋群の図像が目を引く。四条橋が「舟板橋」(同条) になっていることとあわせ、「境内並近隣之古記」に記録される時代が具体的にいつのことを指すかを手がかりがここにはある。

なお、これらの絵図が現実に存在するものをすべて描き尽くしているわけではないことを承知した上で、本図であえて指摘しておきたい点の一つある。それは四条橋の両岸に「芝居」の表示がまったくない点である。それは四条橋の両岸に「芝居」の表示がまったくない点である。幕府が京都における歌舞妓興行を禁止したのは、寛文元年(一六六一)のこと¹⁴という。しかし、私見によれば、それは前年の万治三年末にまでさかのぼる。そして、とすれば、まさに本絵図は幕府によってかの地から「芝居」が一掃された直後のかの地の風景を描いたものとなる。

絵図③は寛文十年(一六七〇)作成の絵図を宝暦十三年(一七六三)に写し取った絵図で、次のような「裏書」がある。

寛文十庚戌年、從御公儀鈴木伊兵衛殿家来村瀬与右衛門二被仰付、御公儀江上り候絵図之写也

宝暦十三未年迄九十四年

ここに名があがる「鈴木伊兵衛」は京都代官鈴木重辰のことで、寛文十年当時、彼は京都滞在中の老中板倉重矩の指揮下にあつて京都の市政改革に取り組んでいた¹⁵。本絵図は重矩が当時推進していた鴨川の治水事業に資する目的で建仁寺に提出を命じたものである。

鴨川の流路には「賀茂川長サ以上橋より五条橋迄五百式拾間余」の注記があり、それを挟んで拡がる東西の河原にも「毛付畑 建仁寺領」の注記が施される。

本絵図で興味深いのは、高瀬川が鴨川から完全に分離した流路をもって描かれている点である。初期の高瀬川は絵図①の万治三年の絵図が描くように、四条橋のすぐ南で鴨川と合流していた。それが切り離されて独立した流路をもつようになるのは、寛文六年以降と推定される。同年刊行の「新板平安城案内之図(版元寺田十兵衛)」では、いまだこの二つの河川がかの場所¹⁶で合流する姿に描かれている。ちなみに寛文八年頃の景観を描いた「洛中洛外絵図」では、すでに両河川の流路が分かれて描かれており、その分離は寛文六年以降、同八年以前にまで絞り込める。

絵図④は年紀がなく、その正確な作成年代は確定しがたい。ただ、それは図像内容によって寛文六年以降、同十一年以前にほぼ確実に絞り込める。上限が寛文六年となるのは、いうまでもなく高瀬川の流路が鴨川から切り離されていることによる。また、下限を同十一年とする根拠は、同年、四条・五条間の鴨川両岸で実施された石垣

普請の結果が、本絵図にはなんら反映されていないことによる。

くりかえし述べたように、この年、建仁寺から鴨川兩岸の河原を収公した幕府は、ただちにかの地に大規模な石垣普請を敢行する。本絵図にはその石垣普請以前の河原畑が描かれており、その景観年代が寛文十一年を下がることはない。

さらに本絵図には注目される風景が描かれている。それは四条橋の兩岸に「小芝居」「茶屋」「芝居」が建ち並ぶ風景である。幕府が万治三年（一六六〇）以降、停止していた「京四條芝居間数并名代」の復興を許可したのは、先述したように寛文九年正月のことである¹⁷。万治三年十二月に作成された絵図②には一切見えなかった「芝居」が、本絵図では四条橋の東詰めに一カ所見えている。復興後の「芝居」の姿を描いたものとみてよからう。そして、とすれば本絵図の作成時期は寛文九年正月以降、寛文十一年までの間にまで絞り込めることとなる¹⁸。

なお、「四条通」には、絵図②にも描かれていた木戸の所在を示す黒い点が、「(四条)小橋」の両側と「中島家」と「小芝居・茶屋」の境に描かれている。

絵図⑤は寛文十一年（一六七二）、幕府が四条・五条間の石垣普請のために鴨川東岸に打った「榜尔杭」^(勝示)の場所を图示した絵図の写である。建仁寺には同内容の絵図が二点に伝来する。その一点には端裏に「賀茂川筋榜尔杭之図、公儀ニ而川絵図被仰付候、百間八寸之積絵図也」の墨書があり、「建仁寺ニ有之古絵図写」と書いた附箋が貼られる。また今一点には絵図の右下に「百間八寸之積 元禄十一年戊寅四月、依国絵之儀、重而写之、永集 竺演」という注記が施されている¹⁹。ともに元の「古絵図」の作成年に関してはなんら

記すところはないが、「賀茂川筋」東岸に一直線に並ぶ「榜尔杭」^(勝示)を描くその内容からすれば、それが寛文十一年であったろうことは容易に推定できよう。

同年に幕府が「河筋見分」の上、「ほうし杭」^(勝示)を打ち、そこに「石垣を積候様」建仁寺に要請したことは「境内並近隣之古記」一四カ条に見える通りである。本絵図こそが、かの時に幕府が「河筋」に打ったその「ほうし杭」^(勝示)の位置を示したものと考えられる。

本絵図では、「屋敷(町屋)」「畑地(河原畑)」「河原」等が明快に色分けして描かれており、絵図②、絵図④とあわせ見ることで寛文十一年時点での鴨川東岸のありさまがきわめて具体的に浮かびあがってくる。

さらに寛文九年正月に復興した「芝居」に関していえば、四条橋東詰めに三つの「芝居」が並んで描かれており、寛文十一年の石垣普請の直前には、すでにかの地には三つの「芝居」が並立していたことがわかる。

むすび

江戸時代はじめ、京都が都市としてどのような姿を呈していたかを想起することは、「洛中洛外図屏風」等の数多くの絵画史料が残されているにもかかわらず容易なことではない。その大きな理由の一つにかの時代を生きた人びとが現実を目にした京都の風景を知る手がかりがあまりにも乏しいことがある。同時代の人びとが見たものの、感じたことを知ることができれば、かの時代の京都の姿ははるかに鮮やかに浮かびあがってくるはずである。

「境内並近隣之古記」とその参考資料としてここに紹介した建仁寺蔵の五点の絵図は、そのような私たちの欲求を不十分ながら満たしてくれる。

もとよりその視野の範囲は建仁寺の境内とその「近隣」に限定されており、京都全域におよぶものではない。しかし、当該地区がある意味、江戸時代はじめに起こった時代の変化をもっとも重厚に受けなければならなかったことからすれば、これらの史料によって得られるあらたな知見は、かの時代の京都が都市としていかなる状況にあったかを検証する上においてきわめて貴重といわなければならぬ。

なお、「境内並近隣之古記」においては、建仁寺が四条・五条間の鴨川の河原を失った寛文十一年（一六七一）という年が、まちがいなく大きな歴史の節目と認識されている。事実、本稿でもその一端を紹介したように、鴨川・高瀬川の流れにはじまり、四条橋、縄手（堤）、縄手河原、四条河原、芝居、茶屋等、「近隣」の風景のほとんどが一変したのが同年であり、この点でも「境内並近隣之古記」は当時の人びとが感じた時代の激変をきわめて直截に伝える貴重な記録といえる。

寛文十一年、この地に起こった中世の面影をすべて払拭するといふさまざまなできごとは、政治的にいえば、江戸幕府によって断行された「寛文の改革」の結果ということになるのであろう。しかし、それがなぜこの時点でなければならなかったのか、また、それが京都に生きる人びとに何をもたらしたのか、それらについては稿を改めて論じたい。

史料の調査と紹介をご快諾いただいた霊洞院住職（建仁寺派管

長）小堀泰巖氏ならびに建仁寺庶務部長（法観寺住職）浅野全雄氏に対し記して心からの感謝の意を表する。

〈註〉

- 1 『社寺調査報告書』二十三（京都国立博物館、二〇〇三年）参照。
- 2 五点の絵図はいずれも研究代表者永井規男「近世東山の景観構成諸要素に関する文献的研究」（科学研究費補助金〔基盤B〕）の調査の過程において発見されたもので、その概要は同研究成果報告書（一九九九年）において紹介されている。後述の五点の絵図を同報告書所載の「建仁寺所蔵絵図仮目録」（以下、「絵図目録」という）「建仁寺文書一覽」（以下、「文書一覽」という）の文書番号で示せば、絵図①②③⑤がそれぞれ「絵図目録」一、四二、四〇、五〇）にあたり、絵図④が「文書一覽」一九の絵図一八にあたる。なお、絵図の呼称およびその作成年代は、あきらかなまちがいについては訂正して表記した。
- 3 第八カ条に「凡今享保八卯迄凡百三年程二相成り候」と見える。また、第一カ条に「慶長二丁酉」の年をもって「今年迄凡百廿七年程二相成候」とあるほか、第二カ条、第五ケ条でも同様に記載するできごとが起こった年を、享保八年を起点として数えている。
- 4 第二十カ条のあとに「右十二ケ条、享保年中ニ森勘兵衛云伝へ也」という一文があり、また、第三十四カ条のあとにも「元文五年庚申二月二日樋口主水咄也」という一文がある。
- 5 日向進・小出祐子「近世における建仁寺門前地区の開発——一八世紀の新天地開発——」（前掲註2所載の科研報告書所収）参照。
- 6 永井規男「建仁寺西側の門前町」（前掲註2科研報告書所収）参照。
- 7 「北御門一件之記」（「文書一覽」七―四五）。小野慈本は建仁寺役者の指揮のもとに北門前町にさまざまな指示を与えており（同記元文四年九月条）、また、役者が南禅寺に折衝に赴く時には彼らに同道している（同記元文五年正月二十八日条）。
- 8 前掲註7史料。
- 9 「文書一覽」一九―二四。
- 10 大和屋利兵衛が「都万太夫芝居主」であったことがこの訴状によって

確実にわかる。その「芝居」については、『京都御役所向大概覚書』に「芝居主大和屋利兵衛」の名で「四條南側芝居表口東西拾貳式尺五寸裏行南北貳拾九間半」と記録される。なお、彼の居所として記される「五条東橋詰町」については、『成就院日記』（清水寺編『清水寺成就院日記』一、法蔵館、二〇一五年）元禄十二年（二六九九）十二月十八日条にも、同様に「五条通東橋詰大和屋利兵衛」と見えている。

11 前掲註6永井論文参照。

12 正徳三年（一七一三）九月、夷社の氏子中が神輿の渡御道の変更を願った時には、大本久四郎・森勘兵衛・森武右衛門・森吉右衛門の四名が「宮守」「社役人」として連署した願書が建仁寺に提出されている（『文書一覽』六一・四）。また、天明七年（一七八七）七月、夷社氏子中が建仁寺主催の「修造講」への出銀の減免を願い出た時には、吉田顕之丞・大本友之進・森早太・森武右衛門の四人が連署した願書が「御講方御役人中」宛に提出されている（『文書一覽』一九一・五一）。安永三年（一七七四）二月朔日に「行力仲間中」が森早太の仲間への「帰参」を建仁寺に願い出た願書には、行者の家筋の小野、村方（村加多）・遠藤姓の者が五名（内、遠藤姓が三名）と、力者の家筋である森・吉田・大本姓の者が三名、名前を連ねている（『文書一覽』191・44）。ちなみに寛保元年（一七四一）の「建仁寺浴室修理棟札」には、行者として小野慈本・村方慈専・遠藤惠春・小野慈等の四名が、また、力者としては吉田蔵暹・大本久四郎・森勘十郎・吉田□□・森源吾・大本勝蔵の六名の名が見えるという（前掲註6永井論文）。

14 京都における「芝居」の禁止（「歌舞伎」の禁止ではない）が万治三年（一六六〇）末に始まることについては稿を改めて論じたい。この期間の京都における歌舞伎興行の中断について、守屋毅氏は次のように述べている（『近世芸能興行史の研究』弘文堂、一九八五年）。

寛文元年以降、寛文八年までの間、京都における歌舞伎興行の事実を伝える直接的史料は、きわめて乏しいのである。『歌舞伎年表』にも空欄がつづく。つまりこの期間、京都での歌舞伎が中断していた可能性はすこぶる濃いとせねばならない。

くりかえしになるが、この間の約十年におよぶ興行の禁止は、歌舞伎に限定されたものでなく「芝居」全般におよんだものと考えられる。

15 鈴木重辰について『板倉重矩公常行記』は、寛文九年（一六六九）正月・三月に「東山・北野両所」で幕府が行った「窮民」への施行は、板倉重矩が彼に命じて行わせたものであったとする（『御奉書并諸侯方書状案』には、鈴木重辰がこの時、幕府の担当者から受け取った「粥米」の請取写が収録されている。また、『京都御役所向大概覚書』もかの時の施行について「御代官鈴木伊兵衛奉行相勤候」と記す）。さらに同記は、「白川から賀茂川四条の間」の堤の構築にあたって、重矩が鈴木重辰をその「奉行」に任じたと伝える。なお、京都代官としての鈴木重辰の活動については、鎌田道隆『近世都市・京都』（角川書店、一九七六年）参照。

16 両絵図ともに国立国会図書館蔵。同館デジタルコレクション参照。

17 『京都御役所向大概覚書』。ただ、註15で触れたように、同月、幕府は四条河原と北野七本松で貧民への粥施行を開始しており、この「寛文の名代復活」をもってすぐに四条河原での「芝居」が復活したとは考えにくい。

18 鴨川の四条・五条間に石垣普請が施される以前に、四条橋の両岸に「芝居」が復興されていたことは、個人蔵「洛外図」（京都国立博物館編『洛中洛外図』淡交社、一九九六年）に描かれる当該地区の風景が如実にこれを物語っている。そこには石垣による護岸工事が実施される前に両岸に建ち並ぶ「芝居」が見えている。なお、石垣普請終了直後の同地区の「芝居」と縄手に移転してきた茶屋のありようをよく描くものに今一本の個人蔵「洛外図」（京都国立博物館編『洛中洛外図』角川書店、一九六六年）がある。

19 前掲註2の科研報告書は、この絵図を元禄十一年の作成とする。しかし、二点の絵図に見られる「建仁寺二有之古絵図写」「依之国絵之儀、重而写之」といった文言からして、また、図中に見えるその「榜尔杭」の位置を明示するという内容からしても、もともとあった絵図が寛文十一年に作成されたものであったことはまちがいない。ちなみに元禄十一年四月の年紀をもつ写に署名する「永集」は、建仁寺僧雲壑永集（享保十五年四月十一日寂。「建仁寺僧歴代一覽」のこと）。

(註) 簡条の初めには、順番を示す〔1〕から〔44〕の順番を附した。

(表紙)

「 享保八卯年十一月八日之考ト也

境内並近隣之古記

七之並八

小野慈本考訂 寛政八写

享保八年卯十一月八日考之

^{〔1〕} 下藏赤半櫃之中帳面

一 西門前地子名前之事

但、慶長二丁酉常住納下帳面ニ有之、尤二年今已前之納帳無之、今年迄凡百廿七年程ニ相成候、尤西門前之儀者、往古より有之由也、応永十七年之比庄園目録之内ニ茂門前敷地と有之候、其後大永六年之坂者押領仕候を如先規当寺支配ニ可仕旨之執達状ニも、西門前四条五條之間と申事有之候^{〔1〕}

^{〔2〕} 同断

一 北門前之事

但、慶長十五庚戌年、常住納下帳面ニ北門前新屋敷と有之候、其節分開発之様ニ相聞へ候、今年迄二百十四年程ニ相成候

^{〔3〕} 赤半櫃賀茂河筋と書付有之

一 河原畑支配之証文有之事 ^{但、其節作人今常住へ出し候書付也}

今年迄凡六拾四年ニ相成候

^{〔4〕} 黒長持年貢方反古之中

一 河除之出シ竹之事

四条分五条之間

但、往古洪水有之候ニ付塔頭方分割付ニ而被出候事也

寛文貳寅年、同六年午之年等之其砌覚書有之候、今年迄凡六拾年ニ相成候^{〔2〕}

^{〔5〕} 赤半櫃年貢帳ニ公儀へ上ル事有之候

一 宮川筋公儀領ニ相成候事

^{〔5〕} 奉行板倉内膳正殿、寛文八年今同九迄在番

但、寛文十一年辛亥ニ公儀へ被召上候、今年迄凡五十二年ニ相成候、此義ハ每度洪水ニ而河端崩候ニ付、四條之辻分五条迄、石垣仕候様ニ公儀分被申渡候得共、当寺今其砌石垣普請難成候ニ付被召上候と申伝候、其砌種々もめ合候事と承及候^{〔3〕}

^{〔6〕} 柳ノ内と申所之事

右者四条分五条迄、川々東西共ニ其砌柳之内と呼申候由也

^{〔7〕} 西門前堀之事

右者支配之義、宝永年中雜色方迄書付遣シ候、左之通也

覚 半切替也

当寺西門前東側垣際堀之義、寺内江附候哉、又者町分江附候哉、其訳可申遣旨致承知候、此堀往古分幅一間壹尺、北者祇園境分南ハ坂弓矢町門際迄有之候、堀之東西ニ大土手・大木有之、無用心ニ付、板倉周防守殿御奉行^{〔重宗〕}之節、御願申上、只今之通ニ西門分北之方建家仕候、此堀へ寺中之天水拔落シ、往古分堀浚并土手取繕等、当寺分申付、西門前分相構無御座候、以上

建仁寺役者

二月廿五日

禅居庵

松尾左兵衛殿

^{〔8〕} 西門前東側分北門前兩町東側之事

但、板倉周防守殿奉行之時節と有之候得共、周防守殿ハ天和六申年分寛永貳拾、正保四、慶安四、承応二巳年迄、惣而三拾四

年之間奉行役也、其比之年申なれハ、凡今享保八卯迄凡百三年程ニ相成候

一 祇園町ハ元來ハ兩側ニ而、今のこつほり町之方迄八拾三間也^(之カ)、株也、八軒町者後ニ建申候

一 繩手ハ西側又ハ北ニ而、東方等宮川丁建家之時分ニ出来也^(可)、今之四条之辻分北、知恩院山門通迄ハ正徳二辰年祇園之新家地也、夫迄ハ畑也、三條東橋詰分少南、車道之所南方ニ而東海道明、北方家建候ハ享保八卯也

一 今之四条川東端橋ハ、橋出来也^(可)、橋詰分南へ拾壹間、或十間老尺過候而建仁領也^(寺)、宮川筋公儀へ上り不申已前ハ、芝居裏分河原畑也⁽⁸⁾、其砌森勘兵衛持候畑、右之境ニ而南北三拾間、東西六十間、凡高瀬之東河端迄也、其南丸山正阿弥南北式拾間ニ東西同断ニ持候、其南を吉田宇右衛門式拾間ニ東西同断持候、是迄ハ常住領也、夫分南森勘兵衛裏之辺ニ而南北式拾間ニ東西同断勘兵衛持候、禅居庵領也、且又四条通之川西小芝居之通分少南分東へ十一間余之所ニ糸より権三か芝居立之⁽¹⁰⁾、靈洞院ハ年貢計り候由也、勘兵衛裏統ニ持居候河原畑分下へ段々河原畑有之候、四条辻分五条迄、其節ハ洪水除ニ塔頭分竹を出し蛇籠をふせ候由也、今銘々持居候屋敷裏之敷ハ河除ニ而有之、少土手之如ニ高く有之候、夫より河原畑ハたらくとおり候道を付候由也、今案すれハ、川者次第ニ高く成候と被存候

但、右之銘々裏敷者今之上下柳町之地也⁽¹²⁾

一 西門前上之町西側北の老番筆屋喜左衛門屋敷之支、是ハ後ニ建候事也、凡六七十年前以前森武右衛門親徳門祖父之兄弟徳右衛門と申者、寺へ願候而建候と也、元來者喜左衛門建家之通西迄土手ニ而有之候、其上ニ団栗之木・名木等有之、北之方ハ溝際ニ西迄小藪有之候、土手ニそうてある由、徳右衛門建候節、寺へ証文有之、其謂、法堂杯仮堂ニ而有之處、建立杯有之、用木を高せ

分団栗之凶子へ引上候ハ、何時なり共、家を引除可申との請合なり、今の勘兵衛子共之時迄、喜左衛門屋敷ハ勘兵衛屋敷分三尺程も高く有之由也、今喜左衛門親喜左衛門か時代ニ、松葉屋三郎兵衛与申者公辺へ取繕申候而、今の団栗の南側二十間計りを請持候而、北向ニ家居申候由、今の鑑屋七兵衛所ハ、今分ハ南へ引込、溝分南ニ有之候、右三郎兵衛建候折節、勘兵衛へ今の七兵衛東隣家之地を遣し、裏ニ而替地仕候由也、三郎兵衛建候而凡三拾年計ニ相成候、徳右衛門、三郎兵衛、喜左衛門と継ギ、今の喜左衛門者四代也

一 六軒町大工弥三兵衛持居候屋敷ハ庵地ニ而有之由、家作仕候節、勘兵衛親祐清など申候ハ、井戸など堀候へハ骸など出可申候由也

一 宮川町公儀へ上ル事

是者寛文十一年ニ公儀分見分有之、尤江戸分奉行衆被上候、是者河筋見分之支歟、其砌公儀分ほうし杭^(榜示)を被打候ニ、当寺庄屋武右衛門先祖七郎右衛門など出合、酒杯過候而、役人ニ対し候

而不調法有之、其上杭之打様など違候を申而杭拔候由、則翌日公儀へ被召出、^(申)窄舎被仰付候由、後ニ被赦候、其上公儀分右^(勝示)ほうし杭の所ニ石垣を積候様ニ被仰渡候得共、殊外之雜用故、当寺ニ不請合、依之公儀へ被召上候、尤外分新地ニ願候者有之故と也、^(内証)内勝ニ而河原畑持主之者ニ買可申段申來得共、殊更高直ニ申候由也、尤石垣之儀、商売躰之者ニ外分公儀へ御受合被仰上、^(上)事濟候間、如何様共次第三可仕旨申候得共、兎角ニ其節者律儀一編ニ而、ふやうニ被思候歟、不能其儀候由也

一 延壽堂之事 ^{七⁽¹⁵⁾}

五十年已前迄火屋有之、⁽¹⁶⁾今の粉屋重助裏之辺、墓地の南ニ有之由、道ハ慈範南方ニ口式間計の黒門有之、火屋之傍ニ灰かき候者居候由、今の墓地之際地蔵堂之辺ニ、今の鳥辺野ニ居候助右衛門と申者も灰かきの内ニ而居候由、惣而之支配ハ北御門丁中程ニ花屋宗悦と申者、灰かきの頭ニ而支配仕、火葬などニ住持へ米三升、其外維那・行力中間へも少々つ、配分仕候由也、尤何れ茂出合ハ不仕候、今之法堂と方丈之廊下も維那・中間分右之配分之料ニ而寄進ニ被建候由也、^(申)宮川筋建候前々西地へ火屋を公儀分被仰付、引取候由也、今の藪地ハ明地ニ而有之、鐘撞も其時ハ不居候、鐘撞ハ柳町出来後、借屋かりニ仕置候

一 西福寺常行庵、今の地蔵堂の墓地ハ往古分三ヶ村三墓地也、西福寺常行庵者、按するに道心者ニ而茂置候而、夫分寺を建候と被存候、西門前下町、今の蛭子之会所と申、^(惣)物町之会所ニ而昔分地蔵并涅槃像有之、地蔵ハ今の地蔵堂と近来建候而安置申候、

涅槃等者宇右衛門方ニ有之由也

一 九⁽¹⁷⁾

山崎町通道開キ候者、大仏御普請分也、夫迄ハ今の松原下ル所ハ藪ニ而有之候由也、菓子も其時ハ北御門町分參申候歟、昔絹を晒候ニ菓子之辺ニ池ありて、其水ニ而晒か好候故、絹買菓子と唱へ候由也、絹を晒事ハ、常光院家來中川伝右衛門居候北門前上町東側北分の裏ニもいとく永とて晒ニよき水候由也^{(威徳カ)(水)}

一 十⁽¹⁸⁾

一 七拾年計以前ニハ六道へも手習ニ參候由也、其時ハ繁昌ニ而、中比衰微して今又繁昌也

一 十一⁽¹⁹⁾

一 松原通寺町ニ口の開キ候者、宮川筋建候後也、尤河原迄之道ハ今の如クニ有之、道筋の河端高く候由也、然者河次第ニ高く成候もの也

一 十二⁽²⁰⁾

一 柳か内と云字ハ森勘兵衛裏之方の河原の所へ大成柳木有之、其所計を柳か内と云、或者延壽堂尻杯云と申し

右十二ヶ条、享保年中ニ森勘兵衛云伝へ也、勘兵衛現ニ見及候も有之、又者聞伝も有之由也

一 十三⁽²¹⁾

一 今の繩手ハ凡六拾年已前迄ハ両方共ニ建家無之、⁽¹⁷⁾東ハ畑野、西ハ河原也、河端ニ木共有之、殊外不用心ニ而追はき杯居候由也、其節者、今の繩手芝居、又者西側二十軒茶屋も無之、河原也、⁽¹⁸⁾今の繩手四条辻北西角分西へ大成せんたんの木四五本も有之、其西ニ芝居有之、通りかけニ東方分蕙かこいなと破り候而、子

其なとハ芝居を(観)のそき候よし、式拾軒茶屋ハ四条河西端(欄干)分東へ堤をつき出シ、橋者今の東川端分漸十四五間程之所(欄干)ならんかなき板橋(19)ニ而有之候、式拾軒茶屋ハ其西之方、堤の出張ニ南北両側ニ有之、西之方北側ニ糸より権三芝居有之、南之方ニ茂小芝居四軒程有之由、依之所度々洪水故崩レ、橋も其後者舟板橋に成候由、二十軒ハ今の繩手へ引候由也

一⁽²²⁾ 四條之橋を仮橋ニ而拵候時、如何成更ニや、へついの辻子ニ居候

町の用人三右衛門与申者橋ヲ掛(懸)、往還之者ニ少々宛橋代を取候、其節西国方之茶堂坊主親子与僕志人ニ而通り錢を不出候を、三右衛門強而申候得共、抜打ニ切候が、も(股)を被切候、茶堂ハ下へ逃行候を、三右衛門被切なからニ追かけ候時ニ、折節知人共の六波羅土取七八人向分土持来候ニ、手まへより呼ハリ候而、早速三三人共にとらまへ候、三右衛門ハ右之疵ニ而相果候、茶堂ハ三日めに公儀分被仰付、二条寺町下ル所之寺ニ而切腹、介錯は下人仕、悴与下人ハ其後国へ下り候由也

一⁽²³⁾ 河原畑へ井手筋ハ、今繩手芝居裏分四条芝居ニ中を通シ、今の井手町通分下へ田の水を取候由也

一⁽²⁴⁾ 宮川町公儀へ上り候迄ハ、今の四条通南側西の端ニとら屋喜太夫芝居有之候、其次東ニ今の大和屋利兵衛芝居十間程も南へ引込候而明地ニ而有之、其次ニやぐら(櫓)形チはかり小屋ニ而有之、尤中比中絶の時也、四条分五条迄石垣ハ公儀分被為積候、四条通東西川端ハ角倉分積、青石ニ而拵候、今の東橋詰分東へ引込有之、次第二つき出し候故、石垣埋レ候、西石垣も同前なり、石垣積候迄ハ芝居裏迄下分つ、きニ敷有之候

以上四ヶ条、錦小路八百屋伊勢屋七右衛門親道有、直ニ見

覚候咄也

一⁽²⁵⁾ 庄屋太兵衛之事

右之者、元来町頭九兵衛手代ニ而有之、庄屋喜兵衛と一同二年貢之時分も寺中へ来ル処、町頭九兵衛願候者、私義者公辺へも毎度罷出候故、手代太兵衛を代に御寺中へも差出候、就夫庄屋喜兵衛を立置申事ニ候間、庄屋ニも只今分被成、表向印形も相調候様ニ被仰付可被下候旨願候而、許容被成候由也、時代者慈三存生之節成由、吉田宇右衛門之咄也

一⁽²⁶⁾ 小堀仁右衛門殿改帳面出来以後、寺領并買徳米迄何事ニ不寄、

異儀申間敷旨之証文を内勝(内勝)ニ而久昌院へ取被置候由、尤小堀殿へ御願之上ニ而之由也、宇右衛門咄也

一⁽²⁷⁾ 八坂庚申堂谷川、庚申堂之角と其下の谷川之中と法観寺と方丈

と之境目石有之由、宇右衛門咄也、畢竟ハ油屋重三郎(下八坂西側南ノ端也)屋尻より下の道も方丈領なれ共、道故ニ八坂より支配仕る也、谷川の小屋ハ方丈領ニ而興雲の受持也、小屋ハ油屋重三郎借屋ニ而有之候、今ハ大方町分支配仕也、小屋建申候節、八坂分支配可仕との証文を興雲へ取候、証文吉田宇右衛門方ニ有之

一⁽²⁸⁾ 山城町南の東西溝石垣ハ、北側ハ東ニて山城町、西ニ而者河原町、

南側ハ大黒町より支配する也

一⁽²⁹⁾ 興雲庵表築地之事

塔主(祖祀)韋天東堂之時出来、間半程道つき出され候ニ付、山中分之撈度有之、挨拶有之、其分ニ而相濟候、今有之ハ間半程出張也

一⁽³⁰⁾ 禅居庵門前築地之事

塔主シエ西堂之時、前へ被突出候ニ付、山中分撈度有之候処、珍皇寺を持居候畳屋与五郎念頭ニ有之候ニ付、大昌院五斗之院

領を常住へ差出し可申候間、其分ニ而有之候様ニ挨拶ニ而相濟候、
其後常住今如本五斗被通候、築地者久昌院之置也

但、今之築地者其後又出候事も有之歟

一³¹ 妙喜庵買得米之内之事

珍喜寺持居候元祐与申仁、妙喜へ売払候由也、本ハ大昌院之買
付米也 右梯良首座咄也

一³² 西来院レツ首座之時、右レツ首座小性ハ野郎上リニ而有之、昼客
殿ニ而点燭して心中して死すると也

一³³ 同門之事

右門ハ唐尺ニ而合候得共、悪き尺ニ当り候、依之毎度不幸之夏
も有之歟ニ而、玉泉^(正泉)西堂定恵院ニ主之時、門を唐尺ニ合せち、
め候と也、元者有^(織田)楽の居所之門也

一³⁴ 九禾老人と云ハ鉄叟^(鉄叟景秀)秀長老之事也、学問者ニ而当寺ニ住居被成候

時、寺中之衆講釈なども御聞有之、九禾老人ノ云令申事、書付
も有之、当寺之知行の内を南禅寺迄も持参有候事ハ其時威勢有
故ニ其俣ニ而有之由歟と被存候、三江禾上^{(稻登(和尚))}などの格なるへし

元文五年庚申二月二日樋口主水咄也

一³⁵ 北門前上之町ハ昔ハ池なども有之所ニ而有、主水親左兵衛六拾八

ニ而死去、其後今四拾年余相成候、右左兵衛中年之時分、家な
と連々ニ出来候、東側ニハ間たくと家あり、其節にかハを拵
居候者有、其者そろくと身上よくなり、次第ニ町人も出来候
由也、同上

一³⁶ 柳内・柳外と云ハ古来川除ニ柳を多く植る由也 同上

一³⁷ 加茂川も昔の東端ハ此門前通迄有哉、薬子町陰陽師右近所など
地をふかく堀候得者、昔の蛇籠など有之由也 同上

一³⁸ 六波羅野両検断と立し北条時代之居所ハ、今之松原通坂之町之
辺ニ有之候由也、愛宕の門前之家を此前ふかく堀候得者、具足

扨出候事なり 同上

一³⁹ 清盛之六波羅殿と云ハ、今之六波羅観音堂の南出口ニ堀あり、昔

ハふかき堀也、夫今南ハ大仏殿の南之雨落合北ハ六波羅屋敷也、
西ハ加茂川迄あり、法住寺殿と云ハ今の三拾三間堂の辺也、其
時法皇崩御之御忌中ニ清盛他界、鳴物停止之節、法住寺殿にて
番ニ居候北面中酒ニ酔、乱舞あり、夫を六波羅へ聞へ咎められ
候と云へり、此夏源平盛衰記ニ茂見へたり 同上

一⁴⁰ 薬師町を七軒丁とも云、大仏御建立之時、石垣石を挽候時、此

道明き候由也、其時の奉行か監物と云人、薬師町之所ニ屋敷有
之、其人屋敷を引取候後に七軒式軒まはらニ小屋有之、連々ニ
今の如くニ建候事と聞へ候、夫故ニ北御門丁の如くニハ支配も付
不申、歩役等もなし、自然と其通りニ濟候由ニ聞へ候 同上

一⁴¹ 南門前河原町 是をかき町と古来云云ならハし候、片言の様ニ聞

へ候得共、主水咄ニ河原町分大黒丁への境ニ溝あり、此橋を主水
若年之時ハ、コシノナカへ・ソトハ扨にて掛有之、然者おんほう
の居候カキト云事ニ而、カキ町と云なるへしと也 同上

一⁴² 法城寺、則安部晴明の塚也、今之物よし村通西の河端に有之候

大和橋近辺在家無之時、かつたいハ橋際ニかね・太鼓ヲた、き居
候ゆへ、かつたい橋と昔ハ云よし也

一⁴⁴ 昔の五条ハ今の松原通也

〔註〕

1

大永六年（一五二六）に建仁寺が「西門前四条五條之間」の支配を認められたという「執達状」とは、正伝永源院（建仁寺の塔頭の二）に伝来する次のような「室町奉行入連署奉書案」を指す。これ以前、当該地の「河原面」は祇園社が領有していたが、以降、寛文十一年（一六七二）まで建仁寺がこれを領有することとなる。

建仁寺西門前四条五條間河原面、但自河以東事、為寺家封疆之處、去応仁一乱以来、坂者令自専云々、如元寺家可為進止之由、所被仰下也、仍執達如件

大永六年八月十七日

前近江守在判
散位 在判

当寺雜掌

右之本書建仁常住ニ有之

ただ、四条通りの南類だけは、大永六年以降も祇園社領として残されていた（後掲註7参照）。

2

「河除之出シ竹」の塔頭への「割付」については、寛文二年（一六六二）、同六年の「覚書」だけでなく、明暦二年（一六五六）から寛文九年（一六六九）にかけての「覚書」が『建仁寺文書』に十三通残る（解題註2の科研報告書「文書一覽」十六―一十三）。次に引用したのはそのなかでもっとも整った形で残る万治二年（一六五九）の「四条ヨリ五条之川除之入用」である（本文書に見える各塔頭の支出内容は表1にまとめて提示した）。

〔端裏書〕

「己亥年」

四条ヨリ五条之間川除之入用

百式拾目 杵丸太九拾三本拾三匁ツ、十本ニ付

式匁 大工壺人 アイツチ
クヲカケ

七分 繩

式拾式匁 酒式斗

三匁六分四り 日傭七人但米七升ノ代
概木ケヅル手間

合百四拾八匁三分四厘

米高合參拾八石五斗七升三合式夕

銀子石ニ付三匁八分五りツ、

竹石ニ付 拾五本宛

常住分

式拾五石式斗九升

此銀九拾七匁三分六り七毛

普光庵

參石五斗

竹五拾式本

〜此銀拾三匁四分七り五毛（中略）

万治二己亥年四月 日

〔建仁寺文書〕

表1 建仁寺川除き費用（万治2年）

塔頭	竹	米
常住分		25石2斗9升
普光庵	52本	3石5斗
永源庵	22本	1石4斗8升3合4勺
兩足院	15本	1石1合
靈洞院	17本	1石1斗2升
十如院	13本	9斗2升4合
常光院	11本	7斗5升6合3勺
祥雲院	14本	9斗4升
興善院	12本	7斗9升2合
大統院	8本	5斗5升
禪居庵	16本	1石1斗2合
大中庵	10本	7斗1升5勺
定恵院	6本	4斗4合6勺
合計	196本	38石5斗7升3合8勺

明暦から寛文にかけて各塔頭が分担する竹の本数、および「河除」にかかわる支出に大きな変動はなく（一部、永源院の費用負担だけ若干変動している）、表1をもつてかの時期の寺による「川除之入用」の概要をうかがうことができる。

このような建仁寺による「四条ヨリ五条之間川除」は、寛文十一年（一六七二）に幕府によってこの間の河原が収公されるまで続いており、同寺が長く当該地区の治水責任者としての責務を果たしていたことがわかる。註1で指摘したように、建仁寺が当該地区を祇園社から篡奪するのは大永六年（一五二六）八月のことであり、それ以前には

祇園社が同様の「川除」を行っていたものと推定される。

幕府から寛文十一年（一六七二）に「四條之辻分五條迄」の石垣普請を命じられたにもかかわらず、建仁寺がそれを拒否した結果、のちに宮川町（「新屋敷」（貞享三年（一六八六）刊「新撰増補京大絵図」ともいう）となる河原を取公された経緯については、本記録の第十四カ条にも詳しく記されている通りである。両条は建仁寺が同年を河原取公の年として長く記憶していたことを物語るものといえる。

毎年のように畿内各地を襲う河川の氾濫に苦慮した幕府が大規模な河川改修を計画し、その総指揮者として老中板倉重矩を京都に派遣してきたのは寛文八年（一六六八）末のことである（『寛政重修諸家譜』八十二）。重矩の指揮のもと、寛文九年（一六六九）四月には「川筋普請奉行」に永井直右、岡部高成、藤掛永俊の三名が任命され（京都府立総合資料館蔵『中井家文書』（『京都町触集成』二、四六九号）、ただしに畿内の主な河川の見分が開始され、鴨川でも「四条河原」の見分が寛文九年末から同十年二月にかけて実施されている（「当社以新開年貢納米払方帳」（『八坂神社文書』）。ちなみに絵図②の作成が建仁寺に命じられたのも寛文十年のことである。

そのような建仁寺領の河原が寛文十一年のいつの時点で取公されたかは定かではないが、取公後ただちに幕府が同地の「石垣普請」に取りかかり年末までにはこれを終えていたことは、同年付けの「京賀茂川東西堤石垣并石樋御普請御銀入用帳」（京都府立総合資料館所蔵『中井家文書』）が残ることからしてまちがいない。そこには当該地区を含む鴨川の「東西堤石垣并石樋御普請」の終了にともない、入用費用の支出を大坂の御金奉行（永田重路、寛正近、蔦木次左衛門、水野信直）に求めた川筋普請奉行（藤掛永俊、永井直右）の申請書（写）が取められている。なお、前年の寛文十年の三月から十月にかけて、三条河原、三条大橋、同小橋、大和大路橋、白川橋、粟田口土橋の普請が幕府の費用によって実施されており（『京都町奉行所書札覚書』）、寛文十一年の四條・五條間の石垣普請はそのあとを受ける形で実施されたものと考えられる。板倉重矩の指揮下で実施されたこれら一連の鴨川護岸工事は、幕府による畿内全域にわたる河川の治水対策、および京都のあらたな都市改造の一環として実施されたものであるが、こ

の点については別稿で改めて詳しく論じたい。

4 幕府によって「繩手」堤の両側に茶屋が集められるのは寛文十年（一六七〇）のことである（『京都御役所向大概覚書』）。その移転当初は鴨川沿いの繩手西頬にしか「建家」がなかったことをいうのであろう。後掲註17参照。

5 「知恩院山門通」とは、延宝六年（一六七八）に祇園社の「北林」を貫通して造られた「知恩院山門通（新門前通り）」を指す（『八坂神社文書』一三七二号。『新編八坂神社文書』一七二・一七三・一七五号。『祇園社本縁雑録』）。本条によって、正徳二年までその「知恩院山門通」以南、四條にいたる間がすべて畑地であったことがわかる。

6 京都市歴史資料館蔵「賀茂川筋絵図」（大塚コレクシヨン）によれば、「車道」は確かに「三條東端詰分少し南」の「古五軒町」と「新五軒町」の境辺りに所在する。ただ、ここにいう「南方二而東海道明」というのがいかなる状況を示すかはよくわからない。

7 四條橋は天正十九年（一五九二）、御土居の構築によって四條通りの東行きが遮断された時点で、一時期断絶する。それが復興したのは、御土居が壊されて四條通りの東行きが再開された翌年の慶長八年（一六〇三）のことである。同橋はその後もしばしば洪水によって流失するが、遅くとも寛永三年（一六二六）までは祇園社によって繰り返し架け続けられており（祇園社林廻并在所中諸事二付評儀之事覚条々帳）『八坂神社文書』）、ここにいう「橋」もそれらの橋を指すものと考えられる。

なお、建仁寺領がその橋詰より南に十一間もしくは十間一尺南に行つたところから始まっていたというのは、大永六年（一五二六）に同寺領として認められた「四條五條之間」の「河原面」（註1参照）には四條通りの南頬が含まれていなかったことを物語っている。

8 「宮川筋」が幕府に取公される以前の当該地区の「河原畑」の状況については、絵図②③④⑤が詳しく描く通りである。それによればまさに「芝居裏」から五條にいたる間は建仁寺領の「河原畑」によって占められていたことがわかる。

9 「四條通之川西」に「小芝居」と「茶屋」が軒を連ねていたことについては絵図②④参照。

10 「糸より権三」とは正保・慶安（一六四四～五二）の頃、女方として活躍した歌舞伎役者の糸撚権三郎を指す。万治三年（一六六〇）以前、「川西」に「小芝居」が軒を連ねていた頃（絵図④参照）、糸撚権三郎が霊洞院（建仁寺の塔頭）領の河原畑を借りて「芝居地」としていたことがわかる。なお、糸撚権三郎については、万治三年から同九年までの四条芝居の中絶後、「芝居名代」が免許されるが、その後、かの「名代」は藤田孫十郎に渡ったと『歌舞妓事始』一は次のように伝える。

一同断 今ハセ 糸撚権三郎

寛文九酉年正月十一日、名代御免あり、後藤田孫十良へわたる、

其後大黒屋竹之丞と改名して、烏帽子屋初太夫といふ、其後又相改、中村若太夫といへり

11 四条・五条間の河原に建仁寺が「洪水除二塔頭分竹を出し蛇籠をふせ」ていたことについては、註2参照。絵図②には、建仁寺によって

河岸に設置された杭・蛇籠が描かれている。

12 寛文十一年以降も建仁寺西門前と鴨川河原沿いの宮川町の間に南北に長く連なっていた藪地が開発されるのは、享保十五年（一七三〇）のことである。同年二月、建仁寺は同地の開発を京都町奉行所に願ひ出

（『建仁寺参暇日記』）、翌享保十六年末にはその功を終えている。『月堂見聞集』同年十一月条はこの新町の完成を次のように伝えている。

今度被仰付町家出来、宮川町へも抜道木戸出来、其後宮川町両側端に空地あり、建仁寺の南門通に往來の口開

この時、あらたに開かれた「町家」が上柳町・下柳町の二町である（日向進・小出祐子「近世における建仁寺門前地区の開発——一八世紀の新地開発——」〔解題註2所載の科学研究費補助金研究成果報告書所収〕参照）。

13 絵図②④に大和大路から河原に出る道筋の一つとして描かれ、絵図④には当該箇所「ドングリ町ヅシ」の注記が見える。

14 寛文十一年の「宮川筋」の幕府への収公については、註3参照。「江戸今奉行衆」とは三人の「川筋普請奉行」を指すのであろう。この時、幕府の見分によって打たれた勝示杭の場所を描いた絵図が、絵図⑤である。

15 寛文十一年（一六七二）の石垣普請が「商売躰之者」への「御受合」

で実施されたことは、註3であげた「京賀茂川東西堤石垣并石樋御普請御銀入用帳」によっても確かめることができる。板倉重矩の指揮下で実施された鴨川の護岸工事は、場所によっては在地の領主（上賀茂神社・下鴨神社等）にこれを行わせているが、三条以南の「石垣普請」

16 に関しては、幕府が費用を出しこれを実施している。その際、工事業者は入札ですべて決められている（寛文九年十月付「賀茂川堤御普請仕様入札帳」（京都府立総合資料館蔵『中井家文書』。この時の入札については、菊岡俱也「江戸時代の鴨川堤防の入札規定を追う」一・二〔土工協、二〇〇四、五年〕参照）

夷社の南の河原に所在した「火屋」の発祥と「宮川筋建候前々」の「西地」への移転については、元禄三年（一六九〇）刊の『名所都鳥』五が次のように伝える。

○鶴の林 愛宕郡

はじめは鳥部山の麓、六波羅密寺の東南にあり、むかしより人をおくる所なり、豊臣秀頼公秀吉の御為に豊国の神廟を鳥部山に建らる、時に火葬のほむ社頭にきたる、それより建仁寺の前にうつす、今の石垣町の後なり、近代又最勝川原にうつさる、所は三條の西なり、最勝川原はこれ五三味のうちにして、御教書下知状今に有とかや

17 これによりここにいう「西地」が「最勝河原」を指すことが知られる。なお、同河原が火葬地であったことについては、『雍州府志』八は、「最勝河原 在三條西封疆之外、良賤火葬之場也」と記す。ちなみに、鴨川河畔にあった「火屋」を絵図⑤は「墓所」と図示する。

寛文十年（一六七〇）、茶屋街が移転してくるまで、三条・四条間の「繩手」堤の両側にほとんど人家がなかったことについては、『扁額規範』三も「大和大路・繩手通、此比ハ芝居一ヶ所ありて、西側に家居見へたれども、東の方ハ祇園の方まで一面の野なり」、「繩手を往來する旅人を祇園の西門よりよく見へたる（古老の言葉）」と記している。また、なによりも寛文十年以前の景観を描く各種の「洛中洛外図屏風」を見れば、まさに本記録や『扁額規範』三が記す通りの閑散とした一本道としての「繩手」堤の姿は容易に確認することができる。

18 ここにいう「二十軒茶屋」とは、繩手南端の西側に位置したのちの「廿

一軒町」のこと。宝永六年（一七〇九）刊の「新板増補京絵図」は、同町を大和橋・「ときわ丁」の南の縄手通りに「廿間」と記すが、寛保元年（一七四一）刊の「増補再板京大絵図」では「廿一間丁」となっている。宝暦十二年（一七六二）刊の『京町鑑』は「廿一軒町」について、「此町に東へ行所、富永町也、扱南の辻は四條通なり、但四條下ル町より建仁寺町通といふ」と説明する。

板倉重矩の主導下に洛中の茶屋が、縄手の両側（三条から大和橋の間）に強制移転させられ、「弁才天町」「新五軒町」ができるのは寛文十年（一六七〇）のことである（『京都御役所向大概覚書』）。同年にかの間の鴨川の護岸工事が完成したことにもなう強制移転であったと考えられるが、「四条河西端今東へ」「つき出し」た堤の「南北」に軒を連ねていた二十軒の茶屋が、大和橋以南に移転してきたことを伝える史料は、本条以外に確認できず、きわめて興味深い。絵図④に描かれた四条橋の西堤の南北に「小芝居」とともに建ち並ぶ「茶屋」がいうところの「二十軒茶屋」にあたるのであろう。

「らんかんなき板橋」とは、橋板を万遍なく横向きに引き詰めただけで文字通り欄干のない「板橋」をいう。洛中洛外図屏風でいえば、勝興寺本や高津家本（現在は九州国立博物館蔵）に描かれる四条橋がそれにあたる。幕府が管理する三条橋・五条橋等の公儀橋には欄干の設置が認められていたのに対して、四条橋は慶長九年以降は祇園社が勧進で架橋するいわゆる勧進橋となっており、欄干の設置が認められなかったものと推定される。ただ、祇園社の勧進による四条橋の架橋は寛永三年以降は確認できず（註7参照）、本条にいうように、四条橋はやがて「舟板橋」の「仮橋」が常態となったものと推定される。ちなみに「舟板橋」とは、舟板を並べつなげた形状の橋を指し、寛永期以降の風景を描く洛中洛外図屏風は四条橋をほとんどすべてこの形に描く。

20 「糸より権三」については註10参照。また、小芝居の位置については絵図④参照。

21 四条橋が第二十一カ条に記されるような「舟板橋」となった結果、個人でこれを架けて「橋代」を徴収するものも出てきたのであろう。

22 「河原畑へ井手筋」の「縄手芝居裏の四条芝居二中を通し、今の井手

町通分下へ田の水を取候」という状況については、絵図②④が詳細に描く。のちに当該地に形成される「井手町」の町名は、この「井手筋」に由来する。

23 「とら屋喜太夫」は明暦から寛文にかけて活躍した説経浄瑠璃太夫（安田富貴子『古浄瑠璃―太夫の受領とその時代』八木書店、一九九四年）。また「大和屋利兵衛」が元禄の頃、「都万太夫芝居主」であったことは解題で触れた通りである。本条によって、寛文十一年に河原が幕府に収公されるまでは、四条橋の東詰め南側に西から「とら屋喜太夫芝居」「大和屋利兵衛芝居」「やぐら形チハかりの小屋」の順に芝居が並んでいたことがわかる。最後に「尤中比中絶の時也」というのは、万治三年（一六六〇）から寛文九年（一六六九）にかけての四条の河原での芝居停止の期間を指すのであろう（解題註14参照）。

24 なお、のちの延宝四年（一六七六）に祇園社に奉納された絵馬には、同地に西から「虎」「小の字」「三つ柏」の紋の櫓幕をあげる芝居が描かれているが（『扁額規範』三三）、これらはそれぞれ虎屋喜太夫、嵐三右衛門（万太夫座）、日暮小太夫の紋であったという（『歌舞妓年表』延宝四年条）。

25 角倉与一（玄恒）を指す。「四条通東西川端」石垣普請だけが入札によることなく、角倉の手によって実施されたことがわかる。

かつて五条の中島（以下、「旧中島」という）に所在した法城寺と、「五条橋下」にあった安倍晴明を祀る晴明塚（正確な所在地は不明）とはもともとは別のものであったが（瀬田勝哉「失われた五条橋中島」『洛中洛外図の群像』平凡社、一九九四年）。川嶋將生「法城寺と五条橋―洛中洛外図の点景―」（『中世京都文化の周縁』思文閣出版、一九九二年）。拙稿「法城寺。清明塚考」（『描かれた日本の中世』法蔵館、二〇〇三年）等参照）、ここではその二つを併記している。これは天正十七年（一五八九）、五条橋が豊臣秀吉によって六条坊門に移されて以降、この二つがともに旧中島に置かれていたことによると考えられる。

正保三年（一六四六）二月作成の絵図①には、清水坂から西に延びる道（「清水海道」と記す。旧五条通り）が鴨川の流れに突きあたった箇所「法城寺・清明塚」が図示されている。また、万治元年（一

六五八)刊の「平安城之図」(筑波大学蔵)はほぼ同位置に「せいめいつか」を描いており、絵図④も同位置に「法城寺」を描いている。これらの図像から旧中島は寛文十一年(一六七二)の石垣普請の頃まで存続し、そこには「法城寺・清明塚」の遺構がなんらかの形で残されていたものと推定される。

ちなみにこの前後の旧中島の姿を写実的に描く絵画として、寛永年間には作成された京都国立博物館蔵「祇園祭礼図屏風」がある。そこには建物はみえないものの、万治元年の「平安城之図」の図像とよく似た旧中島の姿が大きく描かれている。

「物よし(吉)か村」がかつての「火屋」の所在地と同じ場所にあったことについては、拙稿「中世非人の存在形態」『描かれた日本の中世』法蔵館、二〇〇三年)の註23参照。なお、正徳四年(一七一四)から享保六年(一七二一)の間の状況を描くといわれる中井家旧蔵『京都明細大絵図』(京都市歴史資料館蔵)には、当該地に「長棟堂」という注記が施されている。中世、癩者の療養・収容施設として清水坂にあった長棟堂が、この地に移動していたことを示すものであり、火屋が最勝河原に移動してのちも癩者が同地に住み続けていたことがわかる。

なお、貞享三年(一六八六)刊の『新撰増補京大絵図』は、この「物よし(吉)か村」の場所に「せいめいつか」と注記する。寛文十一年の新堤構築によって旧中島が完全に破壊されたのちは、かの島にあった清明塚は「物よし(吉)か村」に移動されたのであろう。なお旧中島にあった今一つ施設「法城寺」が三条端詰め法城山清明堂心光寺へと移動していったことについては、前掲註25の瀬田論文参照。

大和橋が初めて架けられたのは、「祇園繩手」の堤が構築された文禄末年・慶長初年のことと推定される。同橋のたもとで「かつたい」とも「物吉」とも呼ばれた癩者が「かね・太鼓」を叩いていたという記録は管見の限りほかにはない。ただ、「洛中洛外図屏風」(萬野A本(呼称は『洛中洛外図』(京都国立博物館、一九九六年)による)は、大和橋の北詰めに物乞いを行っているかと思われる人物を描く。彼はその総髪(髪)の髪型や横に置かれた曲げ物(金品を受け取るための器か)などからして、かの橋詰めで「かね・太鼓」を叩いて物乞いをしていた癩